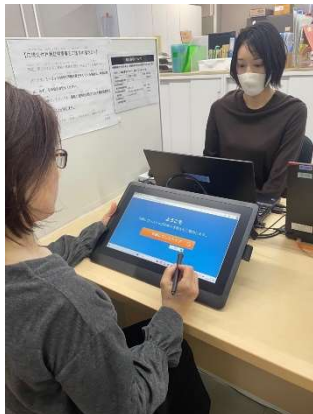
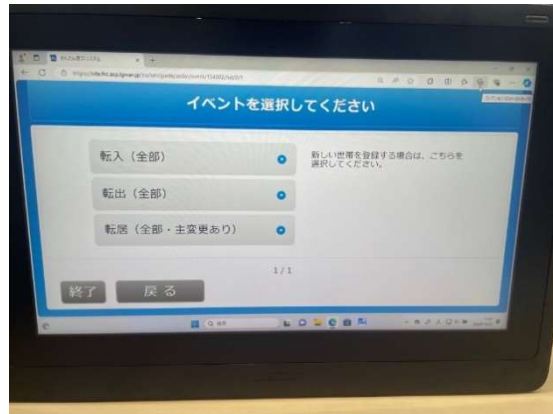


報道提供日 令和 6(2024)年 10 月 29 日 (火)

「書かない窓口」がスタート 手続きに来た人が迷わない、何度も書かない窓口へ



申請は、紙ではなくタブレット端末で入力（イメージ）



実際の操作画面（イメージ）

概要説明

四條畷市では、市民課および田原支所において、令和 6 年11月1日(金)から「書かない窓口」をスタートします！これまで紙に書いていた手続きを、窓口にあるタブレット端末で行います。市が保有しているデータとスムーズに連携することができ、手続きする方が**名前・住所などを何度も書かなくて済む**ようになります。

ポイント①迷わない、何度も書かない

●手続き案内資料を発行

タブレット端末で入力した内容や聞き取り情報をもとに作成し提供します。次に必要な手続きが書かれているので迷いません。

●本人確認書類を読み取って印字

マイナンバーカードや運転免許証などを読み取ることで、申請書に氏名・住所・生年月日などを印字できます。これまで何度も書かなければならなかった必要事項を書く手間が省けます（最終的な確認署名など、一部記入いただく項目は残ります）。

対象の手続き

引っ越し（転入・転出・転居）、住民票の写し・印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの更新など

★対応可能な申請書の種類を順次増やし、手続き時間の短縮をめざします。

ポイント②証明書も、書かずに交付

マイナンバーカードを持っている人は、紙の申請書を書かず、カードをかざして4桁の暗証番号を入力するだけで、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付申請が可能になります。

問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉
市民課 担当：北井（内線 510）